別紙１

課外学習支援事業方針（鶴見区）

１　業務名称

令和９年度　民間事業者を活用した課外学習支援事業（鶴見区）

２　目的

鶴見区内の中学生及び小学５・６年生を対象に、学習塾等の民間事業者を活用した課外学習の場を設置し、基礎学力の向上など、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図ることを目的とする。

３　基本条件・事業の実施方針

(1) 課外学習会の内容は、文部科学省が告示する「学習指導要領（平成 29 年告示)」を指針としつつ、各学年、各児童・生徒の習熟度に合わせた学習支援（教材作りを含む）とし、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の定着に資することとする。なお、子どもへの指導にあたっては、少人数制個別指導とし、受講生全員に対して一律に指導を行う、いわゆる集団授業型による指導は認めない。

(2) 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（習い事・塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図るものとする。

(3) 事業者は、本市から実施場所等を無償で提供を受けることにより、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、受講料月額 10,000 円の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施することとする。

４　事業内容

項番３の実施方針を踏まえて、次の(1)～(5)に掲げる事業の企画及び運営を行うこととする。

(1) 企画

中学生及び小学５・６年生を対象に、本事業の目的を達成するための効果的な学習指導(中学生：国語・数学・英語、小学生：国語・算数)の内容を企画すること。

加えて、受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ＩＣＴ教材を取り入れた提案も可能とし、使用する教材に関しては、自社商品に限定しない。なお、実施会場におけるWi-Ｆiなどインターネット環境については、本市から提供しない。

会場のある施設における行事予定や長期休業等により、実施日（曜日）・時間帯、会場を変更する場合は、本市担当者、事業者、当該施設管理者の三者で協議して決める。

受講生及び当該施設管理者が希望する場合は、企画提案の時間内に宿題を行う時間を設ける等柔軟な対応をすること。

(2) 課外学習会の実施・運営業務（受講者の募集、教材・資料等の作成業務を含む）

ア 前記（1）の企画内容に基づき、業務実施体制※・計画表等を作成したうえで、目的達成に向けた運営を実施すること。

（※ 講師の配置体制、人材確保、基礎学力を向上させる具体的な方法、学習習慣を定着させる具体的な方法等）

イ 基礎学力向上のため、中学生は３教科(国語・数学・英語)、小学生は２教科（国語・算数）の教材、資料等を作成すること。使用する教材については、自社商品に限るものではない。

ウ 課外学習会の実施にあたっては、週２日の開講とし、１日あたり概ね中学生は２時間程度、小学生は１時間程度の時間数を確保すること。また、週１回の受講の希望者も想定すること。

エ 各実施場所の定員数の通塾が可能となる課外学習会の内容を構成すること。

＜定員＞

・大阪市立茨田北中学校：24 名
・大阪市立今津中学校：40 名
・大阪市立横堤中学校：34 名
・大阪市立榎本小学校：30 名
・大阪市立茨田南小学校：24 名
・大阪市立今津小学校：30名
・大阪市立茨田西小学校：24名
・大阪市立鶴見南小学校：24名
・大阪市立茨田小学校：36名
・大阪市立焼野小学校：14名
・大阪市立茨田北小学校：20名
・大阪市立横堤小学校：21名

(3) 受講者募集について

受講者募集に係るチラシの作成・印刷及び配付を行う場合は、チラシのデザインや配付日程等について、事前に本市担当者と協議すること。

『「令和９年度　民間事業者を活用した課外学習支援事業（鶴見区）」事業者募集要項における別表④』を参照すること。

また、受講者や保護者からの問い合わせや申し込みの対応については、事業者が行うことを基本とする。

⑷ 会場の使用について

『「令和９年度　民間事業者を活用した課外学習支援事業（鶴見区）」事業者募集要項における別表③』を参照すること。

ただし、すべての会場において学校行事及び施設都合等やむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合がある。

事業実施中は基本的に本市職員の立会いはないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠並びに設備の管理は事業者の責任において管理し、開講日ごとに開講前の状態へ原状回復を行うこと。

⑸ 検証業務

受講生へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。アンケートは事業実施前・実施中・実施後の３回行い、結果については集計したうえで、本市担当者へ報告すること。なお、アンケート内容・実施時期については、事前に本市担当者と協議すること。

５　目標

課外学習会に参加した児童・生徒が「参加前よりも学校の授業が分かるようになったと感じる（小中学生）」及び「週４日以上の時間外学習（当該学習会への参加含む）を行っている（中学生）」と回答した割合を50%以上とすることを目標とし、アンケートにより調査・把握する。

６　事業計画及び実施方法並びに事業報告

⑴ 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成すること。

⑵ 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、本市と事業者において適宜、協議・調整を行うこととする。

⑶ 本事業において、アンケート等で参加者のニーズ・傾向等を分析し、効果検証を行い、以降の事業に反映させること。

⑷ 本事業実施中においては、実施内容を記載した報告書を毎月提出するとともに、本事業実施終了後においては、収支状況及び事業内容を明記した事業実施報告書を提出すること。

７　その他

本事業方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜、協議・調整を行い決定することとする。

８　担当

〒538-8510　大阪市鶴見区横堤５丁目４番19号
大阪市鶴見区役所市民協働課（教育）４階43番窓口　担当：黒田
電話：06-6915-9734　　ＦＡＸ：06-6913-6235　Ｅメール：tr0011@city.osaka.lg.jp